

令和7年第4回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和7年3月14日（金） 午前11時30分
閉会日時	令和7年3月14日（金） 午後0時25分
場 所	湯沢市役所本庁舎 3階 会議室35
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号3 久米 道人 教育委員 議席番号4 佐藤 恵
欠席者	
出席職員	教育部長 佐藤 芳弘 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 生涯学習課長 高橋 官 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班（書記） 佐藤 千代志
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第7号 部課長及び施設長の任免について
- 議案第8号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について
- 議案第9号 湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について
- 議案第10号 湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について
- 議案第11号 湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について
- 議案第12号 湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について
- 議案第13号 湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について
- 議案第14号 湯沢市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について
- 議案第15号 湯沢市立山田中学校閉校記念事業費補助金交付要綱の制定について
- 議案第16号 湯沢市地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の制定について
- 議案第17号 湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議要綱の一部改正について
- 議案第18号 湯沢市子ども読書活動推進会議要綱の一部改正について
- 議案第19号 令和6年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について
- 議案第20号 湯沢市部活動地域移行推進計画の策定について

【前回議事録の承認】

令和7年第2回及び第3回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号2番及び4番の委員を指名した。

令和7年第4回 湯沢市教育委員会議事録

【教育長の報告】

- ・卒業式への出席について
- ・高校入試の結果発表について
- ・教職員・市職員の人事異動内示予定時期について
- ・秋田大学横手分校の教師ミニミニ体験について
- ・児童生徒の活躍について

JOC2025全日本ジュニアスキー選手権大会出場

湯沢北中学校1年生（個人）

第59回秋田県中学校冬季バレーボール大会 優勝

湯沢南中学校 男子バレーボール部

第22回東日本U15中学生ラグビーフットボール選抜大会

湯沢南中学校2年生（個人）

齋藤憲三・山崎貞一顕彰会から 奨励賞 銀賞

湯沢南中学校 自然科学部

研究課題：Power of plants ～植物の成長を引き出す条件～

未来に残そう青い海 海上保安庁図画コンクール

稲川中学校2年生（個人） 秋田県海上保安庁賞

稲川中学校3年生（個人） 海上保安協会秋田県支部長賞

稲川中学校1年生（個人） 秋田県海上保安部優秀賞

第50回全日本バトントワリング選手権大会出場（3/26～3/27）

湯沢南中学校3年生（個人）

令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体推進」に係る文部科学大臣表彰受賞

湯沢西小学校

令和7年度子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰受賞決定

湯沢西小学校

【議 事】

○議案第7号 部課長及び施設長の任免について

※ 人事に関する内容であるため、秘密会とすることが教育長から提案され、出席委員全員の賛同により非公開の取り扱いとなった。

審議及び採決は教育長と委員のみで行うこととし、事務局職員は退室。

<質疑等>

なし

事務局職員再入室時に、本議案「可決」である旨、教育長の報告あり。

○議案第8号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について（教育総務課長が資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	学校への周知を徹底して欲しい。
教育総務課長	承知した。今月中に周知を図る。

令和7年第4回 湯沢市教育委員会議事録

※議案第9号・議案第11号・議案第13号は、関連する議案のため、一括して説明を行った。

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

○議案第9号 湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について
＜質疑等なし＞

○議案第11号 湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について
＜質疑等なし＞

○議案第13号 湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について
＜質疑等なし＞

○議案第10号 湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について
(生涯学習課長が資料に基づき説明)
＜質疑等＞

委員	これまで文化会館で行ってきた運営委員会に係る処理を、今後、生涯学習課において行うとのことだが、どのような業務が移管されるのか。
生涯学習課長	運営委員会の開催に係る業務である。 運営委員会は、基本的に、年2回開催しており、文化会館事業や運営状況について報告する場となっている。

○議案第12号 湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について
(生涯学習課長が資料に基づき説明)
＜質疑等なし＞

○議案第14号 湯沢市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について
(教育総務課長が資料に基づき説明)
＜質疑等＞

委員	本要綱は、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援であるが、特別支援学級に在籍しない児童生徒への支援もあるのか。
教育総務課長	特別支援学級に在籍しない児童生徒への支援については、就学援助など、他の制度で補助している。
委員	就学援助の対象となる範囲は決まっているのか。
教育長	要保護・準要保護の対象となっている児童生徒である。
委員	対象費目のスキー用具のところで、レンタルで対応している家庭もあるなか、購入費を支援することが気にかかった。手厚い支援であるのは良いことであるが、少し気になったので質問したところである。

令和7年第4回 湯沢市教育委員会議事録

○議案第15号 湯沢市立山田中学校閉校記念事業費補助金交付要綱の制定について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

○議案第16号 湯沢市地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の制定について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	この補助金は、事後の申請となるのか。
生涯学習課長	大会等への出場が決定した時に申請いただくものである。

※議案第17号・議案第18号は、関連する議案のため、一括して説明を行った。

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

○議案第17号 湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議要綱の一部改正について

<質疑等>

委員	実際に子どもたちに関わっている方々が加わることにより、より充実した読書活動が推進できると考える。
----	--

○議案第18号 湯沢市子ども読書活動推進会議要綱の一部改正について

<質疑等なし>

○議案第19号 令和6年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

○議案第20号 湯沢市部活動地域移行推進計画の策定について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	令和5年度からの頑張りにより、いい計画を作成していただいたものと思う。 例えば、バトンのような地域クラブを設立する場合は、教育委員会が受け皿となるのか。
生涯学習課長	行政が主だって推進してつくる部分と、バトンのように独自に設立されるクラブがある。現在、市で推進しているのは、行政主導によるものである。今後、部活動が地域クラブに完全移行された場合の受け皿は、教育委員会が担うものと考えている。
教育長	現段階では、スポーツ振興班が所管している地域移行には取り込めていないが、地域が受け皿となって活動しているとの括

令和7年第4回 湯沢市教育委員会議事録

	りで見ると、いずれは、地域クラブの大きな枠の中に入ってくるのではないかと考えている。バトンに限らず、学校で関わっていない活動は多々あるため、そういうものも選択肢に入っていくような体制を構築したいと考えるが、まずはベースをしっかり作ろうとの考えである。
--	---

令和7年第4回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第7号	部課長及び施設長の任免について	可 決
議案第8号	湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について	可 決
議案第9号	湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について	可 決
議案第10号	湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について	可 決
議案第11号	湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について	可 決
議案第12号	湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について	可 決
議案第13号	湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について	可 決
議案第14号	湯沢市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について	可 決
議案第15号	湯沢市立山田中学校閉校記念事業費補助金交付要綱の制定について	可 決
議案第16号	湯沢市地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の制定について	可 決
議案第17号	湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議要綱の一部改正について	可 決
議案第18号	湯沢市子ども読書活動推進会議要綱の一部改正について	可 決
議案第19号	令和6年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について	可 決
議案第20号	湯沢市部活動地域移行推進計画の策定について	可 決

令和7年第4回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書 記

令和7年 第4回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和7年3月14日(金) 午前11時30分

場 所 市役所本庁舎 3 階 会議室35

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和7年 第4回 湯沢市教育委員会 提出案件

- | | |
|--------|--|
| 議案第7号 | 部課長及び施設長の任免について |
| 議案第8号 | 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について |
| 議案第9号 | 湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について |
| 議案第10号 | 湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について |
| 議案第11号 | 湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について |
| 議案第12号 | 湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について |
| 議案第13号 | 湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について |
| 議案第14号 | 湯沢市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について |
| 議案第15号 | 湯沢市立山田中学校閉校記念事業費補助金交付要綱の制定について |
| 議案第16号 | 湯沢市地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の制定について |
| 議案第17号 | 湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議要綱の一部改正について |
| 議案第18号 | 湯沢市子ども読書活動推進会議要綱の一部改正について |
| 議案第19号 | 令和6年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について |
| 議案第20号 | 湯沢市部活動地域移行推進計画の策定について |

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第 7 号

部課長及び施設長の任免について

部課長及び施設長を別紙のとおり任免する。

令和 7 年 3 月 14 日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

議案第 8 号

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 14 日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

学校事務の効率化を図るため、教育総務課学事班を学校教育課に編入する組織機構及び事務分掌の改正を行うものです。

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条第2項の規定に基づき、湯沢市教育委員会の事務局の内部組織に関し必要な事項を定めるものであります。

2 規則の改正理由

学校事務の効率化を図るため、令和7年度機構改革により、教育総務課学事班を学校教育課に編入する組織機構及び事務分掌の改正を行うものです。

3 変更点

①第3条(部、課、室及び班)

＜組織機構の変更＞

現在の内容		改正案	
教育総務課	総務班 施設管理班 学事班	教育総務課	総務班 施設管理班
学校教育課	指導班	学校教育課	指導班 学事班

②別表(各班が分掌する事務一覧)

＜学事班の分掌事務＞

教育総務課から学校教育課に移行します。

4 実施時期等(今後の予定)

施行日：令和7年4月1日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

令和 7 年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則（平成17年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表教育総務課の項中「施設管理班 学事班」を「施設管理班」に改め、学校教育課の項中「指導班」を「指導班 学事班」に改める。

別表中

「

教育総務課	総務班	1 教育委員会の会議に関する事。 2 教育委員会規則の制定及び改廃に関する事。 3 教育行政の統合調整に関する事。 4 教育委員会所管の職員（県費負担教職員を除く。）の任免、賞罰、服務、給与その他人事に関する事。 5 教育委員会所管の職員（県費負担教職員を除く。）の研修及び福利厚生に関する事。 6 請願及び陳情に関する事。 7 文書の收受、発送及び保管に関する事。 8 公印の保管に関する事。 9 教育に係る調査、基幹統計その他の統計に関する事。 10 学校の設置、廃止及び統合に関する事。 11 教育機関等の連絡調整に関する事。 12 学校給食に関する事。 13 教育行政評価に関する事。 14 奨学金に関する事。 15 後援、共催等名義使用に関する事。 16 栄典事務に関する事。 17 他の所管に属さない事。
	施設管理	1 教育機関等の施設の大規模修繕に関する事。

	班	2 学校施設の管理に関すること。 3 教育財産の管理の統括に関すること。 4 工事請負契約に関すること。 5 教育機関等の施設建築に関すること。
	学事班	1 小中学校通学区域の設定及び変更に関すること。 2 児童生徒の入学、転学及び退学に関すること。 3 特別支援教育就学奨励費に関すること。 4 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助に関すること。 5 学校用の教材、教具その他設備の整備に関すること。 6 学校保健に関すること。 7 就学時の健康診断に関すること。 8 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。 9 通学支援に関すること。 10 情報教育環境整備に関すること。 11 その他、学事全般に関すること。
学校教育課	指導班	1 教育課程に関すること。 2 学習指導及び生徒指導に関すること。 3 県費負担教職員の人事及び管理に関すること。 4 学校評価に関すること。 5 教育支援委員会に関すること。 6 教育研究所に関すること。 7 教職員の研修に関すること。 8 教科書事務に関すること。 9 その他教育指導及び教務に関すること。

」

を

「

教育総務課	総務班	1 教育委員会の会議に関すること。 2 教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
-------	-----	--

		3 教育行政の統合調整に関すること。 4 教育委員会所管の職員（県費負担教職員を除く。）の任免、賞罰、服務、給与その他人事に関すること。 5 教育委員会所管の職員（県費負担教職員を除く。）の研修及び福利厚生に関すること。 6 請願及び陳情に関すること。 7 文書の収受、発送及び保管に関すること。 8 公印の保管に関すること。 9 教育に係る調査、基幹統計その他の統計に関すること。 10 学校の設置、廃止及び統合に関すること。 11 教育機関等の連絡調整に関すること。 12 学校給食に関すること。 13 教育行政評価に関すること。 14 奨学金に関すること。 15 後援、共催等名義使用に関すること。 16 栄典事務に関すること。 17 他の所管に属さないこと。
	施設管理 班	1 教育機関等の施設の大規模修繕に関すること。 2 学校施設の管理に関すること。 3 教育財産の管理の統括に関すること。 4 工事請負契約に関すること。 5 教育機関等の施設建築に関すること。
学校教育課	指導班	1 教育課程に関すること。 2 学習指導及び生徒指導に関すること。 3 県費負担教職員の人事及び管理に関すること。 4 学校評価に関すること。 5 教育支援委員会に関すること。 6 教育研究所に関すること。 7 教職員の研修に関すること。

		8 教科書事務に関すること。
		9 その他教育指導及び教務に関すること。
	学事班	1 小中学校通学区域の設定及び変更に関すること。
		2 児童生徒の入学、転学及び退学に関すること。
		3 特別支援教育就学奨励費に関すること。
		4 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助に関すること。
		5 学校用の教材、教具その他設備の整備に関すること。
		6 学校保健に関すること。
		7 就学時の健康診断に関すること。
		8 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
		9 通学支援に関すること。
		10 情報教育環境整備に関すること。
		11 その他、学事全般に関すること。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案																				
(部、課、室及び班)	(部、課、室及び班)																				
第3条 事務局に次の部、課、室及び班を置く。	第3条 事務局に次の部、課、室及び班を置く。																				
<table><tr><th>部</th><th>課</th><th>室及び班</th></tr><tr><td rowspan="3">教育部</td><td>教育総務課</td><td>総務班 <u>施設管理班</u> <u>学事班</u></td></tr><tr><td>学校教育課</td><td><u>指導班</u></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 複合公共施設開設準備室</td></tr></table>	部	課	室及び班	教育部	教育総務課	総務班 <u>施設管理班</u> <u>学事班</u>	学校教育課	<u>指導班</u>	生涯学習課	社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 複合公共施設開設準備室	<table><tr><th>部</th><th>課</th><th>室及び班</th></tr><tr><td rowspan="3">教育部</td><td>教育総務課</td><td>総務班 <u>施設管理班</u></td></tr><tr><td>学校教育課</td><td><u>指導班</u> <u>学事班</u></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 複合公共施設開設準備室</td></tr></table>	部	課	室及び班	教育部	教育総務課	総務班 <u>施設管理班</u>	学校教育課	<u>指導班</u> <u>学事班</u>	生涯学習課	社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 複合公共施設開設準備室
部	課	室及び班																			
教育部	教育総務課	総務班 <u>施設管理班</u> <u>学事班</u>																			
	学校教育課	<u>指導班</u>																			
	生涯学習課	社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 複合公共施設開設準備室																			
部	課	室及び班																			
教育部	教育総務課	総務班 <u>施設管理班</u>																			
	学校教育課	<u>指導班</u> <u>学事班</u>																			
	生涯学習課	社会教育班 スポーツ振興班 文化財保護室 複合公共施設開設準備室																			

議案第 9 号

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 14 日 提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

使用許可等に係る事務を整理するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

この規則は、湯沢市雄勝文化会館条例の規定に基づき、当該施設の管理運営に関し必要な事項を定めているものです。

2 規則の改正理由

令和6年4月からの指定管理者制度の導入に伴い、実状に合わせ、雄勝文化会館の使用許可や打合せ等の手続き及び文言整理等の所要の改正を行うものです。

3 変更点

条項	現在の内容	改正案
	(別添)	(別添)

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：公布の日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり。

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則の一部を改正する規則

令和 7 年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条を次のように改める。

（使用期間）

第3条 文化会館は、同一の内容で引き続き6日以上の使用及び例日を定める独占的な使用をすることができない。ただし、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第4条を削る。

第5条第1項各号を次のように改める。

（1） ホール（同時に使用しようとする施設を含む。）を使用しようとするとき
使用しようとする日の12箇月前から14日前まで

（2） 前号に掲げる施設以外を使用しようとするとき 使用しようとする日の6
箇月前から7日前まで

第5条第2項中「前項の規定にかかわらず」の次に「、教育委員会は」を加え、「受付けする」を「申請を受け付ける」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「申請書」を「申請」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用許可の順位）

第6条 使用許可は、申請の順位による。ただし、申請が同時の時は、当該申請者と協議の上、定める。

第7条を削る。

第8条第1項中「速やか」を「使用日の7日前まで」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「使用日前3日（メインホールの使用取消しは使用日前10日）」を「使用日の7日前」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条第1項第2号中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条中「あらかじめ」の次に「当該設備等の内容を記載した仕様書を添えて、」を加え、同条を第12条とする。

第14条中「あらかじめ」を「ホール使用に際しては使用日の14日前まで、それ以外の使用に際しては使用日の7日前までに、文化会館の」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「職員」を「文化会館の職員」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「職員」を「文化会館の職員」に、「立入らせる」を「立ち入らせる」に改め、同条を第15条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条中「職員」を「文化会館の職員」に改め、同条を第19条とする。

第21条第1項中「第4条から第6条まで、第8条から第11条まで、第13条から前条」を「第4条、第5条、第7条、第8条、第12条、第15条から第18条」に、「第11条及び第12条」を「第10条及び第11条」に改め、「「市長」とあるのは「指定管理者」と」の次に、「第13条から第15条、第19条及び次条の規定中「文化会館の職員」とあるのは「指定管理者」と」を加え、「様式」を「様式第1号から様式第10号」に改め、同条第2項中「第5条」を「第4条」に改め、同条第3項中「第6条」を「第5条」に改め、同条第4項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第5項中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条第6項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第7項中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第22条第1項中「職員」を「文化会館の職員」に改め、同条を第21条とする。

第23条を第22条とする。

様式第1号中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第2号中「第6条、第8条、第9条、第15条関係」を「第5条、第7条、第8条、第14条関係」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「第8条関係」を「第7条関係」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「第11条関係」を「第10条関係」に、「第11条」を「第10条」に改める。

様式第9号中「第12条関係」を「第11条関係」に、「第12条」を「第11条」に改める。

様式第10号中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

湯沢市雄勝文化会館管理運営規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(業務) 第2条 文化会館は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 文化会館運営委員会に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(休館日等)</u> 第3条 <u>文化会館の休館日は、次に掲げ</u> <u>るとおりとする。ただし、湯沢市教育</u> <u>委員会（以下「教育委員会」という。）</u> <u>が特に必要があると認めたときは、こ</u> <u>れを変更することができる。</u> <u>(1) 毎週月曜日</u> <u>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和</u> <u>23年法律第178号）第3条に規定する</u> <u>休日（文化の日を除く。）。ただし、</u> <u>その日が前号に掲げる休館日に当た</u> <u>る場合はその翌日とする。</u> <u>(3) 12月28日から翌年1月4日まで</u> <u>（前号に掲げる日を除く。）</u> <u>(使用期間等)</u> 第4条 <u>文化会館の使用期間は、同一の</u> <u>使用者について引き続き3日間を超え</u> <u>て使用することができない。ただし、</u> <u>教育委員会が特に必要があると認めた</u>	(業務) 第2条 文化会館は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(使用期間)</u> 第3条 <u>文化会館は、同一の内容で引き</u> <u>続き6日以上の使用及び例日を定める</u> <u>独占的な使用をすることができない。</u> <u>ただし、湯沢市教育委員会（以下「教</u> <u>育委員会」という。）が特に必要があ</u> <u>ると認めたときは、この限りでない。</u>

<u>ときは、この限りでない。</u> <u>2 例日を定める等の使用は、これを認めない。</u> (許可の申請) <u>第5条</u> 条例第7条の規定による使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期間内に雄勝文化会館使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。 <u>(1) メインホール及び関連施設の使用は、使用日の12箇月前から10日前まで</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の使用は、使用日の3箇月前から3日前まで</u> 2 前項の規定にかかわらず _____、文化会館の管理上支障がないと認めたときは、期間後でも<u>受付けする</u> _____ ことができる。 (使用の許可) <u>第6条</u> 教育委員会は、前条の規定により<u>申請書</u>を受けたときは、これを審査し、使用を許可したときは、雄勝文化会館使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。 <u>(使用許可の順位)</u>	(許可の申請) <u>第4条</u> 条例第7条の規定による使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期間内に雄勝文化会館使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。 <u>(1) ホール（同時に使用しようとする施設を含む。）を使用しようとするとき 使用しようとする日の12箇月前から14日前まで</u> <u>(2) 前号に掲げる施設以外を使用しようとするとき 使用しようとする日の6箇月前から7日前まで</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会は</u>、文化会館の管理上支障がないと認めたときは、期間後でも<u>申請を受け付ける</u> ことができる。 (使用の許可) <u>第5条</u> 教育委員会は、前条の規定により<u>申請</u>を受けたときは、これを審査し、使用を許可したときは、雄勝文化会館使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。 <u>(使用許可の順位)</u>
--	--

<u>第7条</u> 文化会館の使用許可は、申請の順位により行い、2以上の申請が同時に行われたときは、当該申請に係る使用目的が公益に資するものを優先する。 (使用許可の変更)	<u>第6条</u> 使用許可は、申請の順位による。ただし、申請が同時の時は、当該申請者と協議の上、定める。 (使用許可の変更)
<u>第8条</u> 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許可事項を変更しようとするときは、雄勝文化会館使用変更許可申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて、速やかに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。	<u>第7条</u> 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用許可事項を変更しようとするときは、雄勝文化会館使用変更許可申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて、使用日の7日前までに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
2 略 (使用許可の取消し)	2 略 (使用許可の取消し)
<u>第9条</u> 使用者が、使用の取消しをしようとするときは、雄勝文化会館使用取消申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて使用日前3日（メインホールの使用取消しは使用日前10日）までに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。	<u>第8条</u> 使用者が、使用の取消しをしようとするときは、雄勝文化会館使用取消申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて使用日の7日前までに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
2 略 (不足使用料の徴収)	2 略 (不足使用料の徴収)
<u>第10条</u> 略 (使用料の還付)	<u>第9条</u> 略 (使用料の還付)
<u>第11条</u> 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げる場合とする。	<u>第10条</u> 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げる場合とする。

(1) 略 (2) <u>第9条</u>の規定により使用者が使用取消しの許可を受けたとき 全額 2 及び 3 略 (使用料の減免) <u>第12条</u> 略 (特別の設備等の許可) <u>第13条</u> 使用者は、文化会館の使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ_____ _____教育委員会の許可を受けなければならない。 (使用の打合せ等) <u>第14条</u> 使用者は、文化会館、附属設備等を使用するときは、<u>あらかじめ</u> _____ _____職員と使用方法その他必要な事項について打合せをするものとする。この場合、次に掲げる書類等を提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (許可の提示) <u>第15条</u> 使用者が、文化会館を使用しようとするときは使用許可書を<u>職員</u> _____に提示しなければならない。 (職員の立入り) <u>第16条</u> 教育委員会は、管理上必要があ	(1) 略 (2) <u>第8条</u>の規定により使用者が使用取消しの許可を受けたとき 全額 2 及び 3 略 (使用料の減免) <u>第11条</u> 略 (特別の設備等の許可) <u>第12条</u> 使用者は、文化会館の使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ<u>当該設備等の内容を記載した仕様書を添えて、</u>教育委員会の許可を受けなければならない。 (使用の打合せ等) <u>第13条</u> 使用者は、文化会館、附属設備等を使用するときは、<u>ホール使用に際しては使用日の14日前まで、それ以外の使用に際しては使用日の7日前までに、文化会館の職員と使用方法その他必要な事項について打合せをするものとする。この場合、次に掲げる書類等を提出しなければならない。</u> (1)～(3) 略 (許可の提示) <u>第14条</u> 使用者が、文化会館を使用しようとするときは使用許可書を<u>文化会館の職員</u>に提示しなければならない。 (職員の立入り) <u>第15条</u> 教育委員会は、管理上必要があ
---	---

ると認めるときは、使用している施設に職員_____を立入らせることができる。 (販売行為等の制限) <u>第17条</u> 略 (使用者の順守事項) <u>第18条</u> 略 (地下駐車場の使用) <u>第19条</u> 略 (破損の届出) <u>第20条</u> 使用者は、文化会館の施設、附属設備等を損傷し、汚損又は滅失したときは、直ちに、職員_____に届け出てその指示を受けなければならない。 (指定管理者による管理) <u>第21条</u> 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、<u>第4条から第6条まで、第8条から第11条まで、第13条から前条まで及び次条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第12条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と</u> _____ _____,様式	ると認めるときは、使用している施設に文化会館の職員を立ち入らせることができる。 (販売行為等の制限) <u>第16条</u> 略 (使用者の順守事項) <u>第17条</u> 略 (地下駐車場の使用) <u>第18条</u> 略 (破損の届出) <u>第19条</u> 使用者は、文化会館の施設、附属設備等を損傷し、汚損又は滅失したときは、直ちに、文化会館の職員に届け出てその指示を受けなければならない。 (指定管理者による管理) <u>第20条</u> 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、<u>第4条、第5条、第7条、第8条、第12条、第15条から第18条</u>まで及び次条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、<u>第10条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条から第15条、第19条及び次条の規定中「文化会館の職員」とあるのは「指定管理者」と、様式第</u>
--	---

_____中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第7号から様式第10号中「湯沢市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 2 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた<u>第5条</u>（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。 3 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に<u>第6条</u>（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。 4 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた<u>第8条第1項</u>（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含	<u>1号から様式第10号</u>中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第7号から様式第10号中「湯沢市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 2 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた<u>第4条</u>（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。 3 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に<u>第5条</u>（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。 4 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた<u>第7条第1項</u>（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含
--	--

む。)の規定による変更許可の申請は、当該指定管理者にされた変更許可の申請とみなす。

5 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第8条第2項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による変更の許可を受けている者は、当該指定管理者の変更の許可を受けた者とみなす。

6 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第9条第1項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による取消しの申請は、当該指定管理者にされた取消しの申請とみなす。

7 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第9条第2項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による取消しの許可を受けている者は、当該指定管理者の取消しの許可を受けた者とみなす。

む。)の規定による変更許可の申請は、当該指定管理者にされた変更許可の申請とみなす。

5 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第2項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による変更の許可を受けている者は、当該指定管理者の変更の許可を受けた者とみなす。

6 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による取消しの申請は、当該指定管理者にされた取消しの申請とみなす。

7 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第8条第2項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による取消しの許可を受けている者は、当該指定管理者の取消しの許可を受けた者とみなす。

(原状回復の義務) <u>第22条</u> 使用者は、文化会館の使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに、設備、附属設備等を原状に回復し、<u>職員</u>の点検を受けなければならない。 2 略 (その他) <u>第23条</u> 略	(原状回復の義務) <u>第21条</u> 使用者は、文化会館の使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに、設備、附属設備等を原状に回復し、<u>文化会館の職員</u>の点検を受けなければならない。 2 略 (その他) <u>第22条</u> 略
--	---

議案第10号

湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について

湯沢市文化会館運営委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

文化会館運営委員会に係る事務を整理するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市文化会館運営委員会規則の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

この規則は、湯沢市湯沢文化会館条例及び湯沢市雄勝文化会館条例の規定に基づき、湯沢市文化会館運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めているものです。

2 規則の改正理由

令和6年4月からの指定管理者制度の導入に伴い、実状に合わせ、文化会館運営委員会の庶務について改正するものです。

3 変更点

条項	現在の内容	改正案
第6条	文化会館運営委員会の庶務は、 <u>湯沢市湯沢文化会館</u> において処理する。	文化会館運営委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局教育部生涯学習課</u> において処理する。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：公布の日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり。

湯沢市文化会館運営委員会規則の一部を改正する規則

令和 7 年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市文化会館運営委員会規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「湯沢市湯沢文化会館」を「教育委員会事務局教育部生涯学習課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

湯沢市文化会館運営委員会規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第 6 条 文化会館運営委員会の庶務は、 <u>湯沢市湯沢文化会館</u> に において処理する。	(庶務) 第 6 条 文化会館運営委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局教育部生涯学習課</u> に において処理する。

議案第11号

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

使用許可等に係る事務を整理するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

この規則は、湯沢市湯沢文化会館条例の規定に基づき、当該施設の管理運営に関し必要な事項を定めているものです。

2 規則の改正理由

令和6年4月からの指定管理者制度の導入に伴い、実状に合わせ、湯沢文化会館の使用許可や打合せ等の手続き及び文言整理等の所要の改正を行うものです。

3 変更点

条項	現在の内容	改正案
	(別添)	(別添)

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：公布の日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり。

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則の一部を改正する規則

令和 7 年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則（平成18年湯沢市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第3条を削る。

第4条ただし書中「教育委員会」を「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「使用しようとする者は、」の次に「次に掲げる期間内に」を加え、同項に次の各号を加える。

（1） ホール（同時に使用しようとする施設を含む。）を使用しようとするとき
使用しようとする日の12箇月前から14日前まで

（2） 前号に掲げる施設以外を使用しようとするとき 使用しようとする日の6
箇月前から7日前まで

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、文化会館の管理上支障がないと認めたときは、期間後でも申請を受け付けることができる。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条第1項中「取り消し」を「取消し」に、「使用日前5日」を「使用日の7日前」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し並びに同条第2項、第3項及び第4項中「繰り上げ」を「繰上げ」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項第3号中「取り消し」を「取消し」に、「既納使用料の50パーセントを下限として定めた額」を「全額」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「使用日前7日」を「ホール使用に際しては使用日の14日前まで、それ以外の使用に際しては使用日の7日前」に改め、同条第2号中「式次第、」を「式次第等」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「会員券等を発行する場合は、その見本及び発行枚数」を「会員券等の見本」に改め、同号を同条第2号とし、同

条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 法令に定めるところにより提出した開催申請書等の写し

第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条の見出し中「立ち入り」を「立入り」に改め、同条を第13条とし、第15条から第18条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第19条第 1 項中「第 5 条、第 7 条から第 9 条まで、第11条から前条まで」を「第 6 条から第 8 条まで、第10条、第14条、前条」に、「第 9 条及び第10条」を「第 8 条及び第 9 条」に改め、「「市長」とあるのは「指定管理者」と」の次に「、第11条から第13条まで、第15条及び次条の規定中「文化会館の職員」とあるのは「指定管理者」と」を加え、「様式」を「様式第 1 号から様式第10号」に改め、同条第 2 項中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条第 3 項中「第 5 条第 3 項」を「第 4 条第 3 項」に改め、同条第 4 項中「第 7 条第 1 項及び第 8 条第 3 項」を「第 6 条第 1 項及び第 7 条第 3 項」に改め、同条第 5 項中「第 7 条第 2 項及び第 8 条第 4 項」を「第 6 条第 2 項及び第 7 条第 4 項」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に、

「

中 ホ ー ル		第 1 楽 屋	
		第 2 楽 屋	
		主催者事務室	

」

を

「

中 ホ ー ル		第 1 楽 屋	
		第 2 楽 屋	

」

に、

「

会 議 室 関 係		特 別 会 議 室	
		練 習 室	
		第 1 会 議 室	
		第 2 会 議 室	
		第 3 会 議 室	
		第 4 会 議 室	
		展 示 室	
		展 示 ホ ール	

」

を

「

会 議 室 関 係		特 別 会 議 室	
		練 習 室	
		第 1 会 議 室	
		第 2 会 議 室	
		第 3 会 議 室	
		第 4 会 議 室	
		展 示 室	

」

に改める。

様式第 3 号中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に、「変更・取消」を「変更・取消し」に、「取り消したい」を「取り消ししたい」に改める。

様式第 4 号中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に、「変更・取消」を「変更・取消し」に、「取り消したい」を「取消ししたい」に、「かた」を「方」に、「取り消しを」を「取消しを」に改める。

様式第 5 号中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に、「延長・繰上」を「延長・繰上げ」に、「繰上したい」を「繰上げしたい」に改める。

様式第 6 号中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に、「延長・繰上」を「延長・繰上げ」に、「繰上したい」を「繰上げしたい」に、「繰り上げに」を「繰上げに」に、

「かた」を「方」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第9号中「第10条関係」を「第9条関係」に改める。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第9条関係)

湯沢文化会館使用料減免決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様

湯沢市長 

申請に基づき、湯沢文化会館使用料の減免について次のとおり決定したので通知します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
使 用 の 期 日	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
使 用 の 目 的			
減 免 を 受 け よ う と す る 理 由			

	各 室 使 用 料	冷 暖 房 使 用 料	設 備 等 使 用 料	加 算 額	使 用 料 計
規 定 の 使 用 料 額	円	円	円	円	円
減 免 額	円	円	円	円	円
使 用 料 確 定 額	円	円	円	円	円
受 付	年 月 日	第 号			
決 定	年 月 日	第 号			
決 定 内 容	☐ 免除 ☐ 減額 (円) ☐ 否 (理由)				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

湯沢市湯沢文化会館管理運営規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(業務) 第2条 文化会館は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 文化会館運営委員会に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u> <u>(休館日)</u> 第3条 <u>文化会館の休館日は、次に掲げ</u> <u>るとおりとする。ただし、湯沢市教育</u> <u>委員会（以下「教育委員会」という。）</u> <u>が特に必要があると認めたときは、こ</u> <u>れを変更し、又は臨時に休館すること</u> <u>ができる。</u> <u>(1) 毎週月曜日</u> <u>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和</u> <u>23年法律第178号）第3条に規定する</u> <u>休日の翌日</u> <u>(3) 12月29日から翌年1月3日まで</u> <u>の日</u> (使用期間) 第4条 文化会館は、展示室を除き、同 一の内容で引き続き6日以上の使用及 び例日を定める独占的な使用をするこ とができない。ただし、<u>教育委員会</u>	(業務) 第2条 文化会館は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> (使用期間) 第3条 文化会館は、展示室を除き、同 一の内容で引き続き6日以上の使用及 び例日を定める独占的な使用をするこ とができない。ただし、<u>湯沢市教育委</u> <u>員会（以下「教育委員会」という。）</u>

が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 (使用の許可) <u>第5条</u> 文化会館を使用しようとする者は、_____湯沢文化会館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。 <u>2 前項の申請は、文化会館の使用開始前6箇月から7日までの期間にしなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるものについて、この限りでない。</u> 3 略 (使用許可の順位) <u>第6条</u> 略 (使用の変更及び<u>取消し</u>) <u>第7条</u> 文化会館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用内容の変更又は<u>取消し</u>をしようとするときは、<u>使用日前5日</u>までに湯沢文化会館使用変更取消承認申請書	が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 (使用の許可) <u>第4条</u> 文化会館を使用しようとする者は、<u>次に掲げる期間内に</u>湯沢文化会館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。 (1) <u>ホール（同時に使用しようとする施設を含む。）を使用しようとするとき 使用しようとする日の12箇月前から14日前まで</u> (2) <u>前号に掲げる施設以外を使用しようとするとき 使用しようとする日の6箇月前から7日前まで</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、文化会館の管理上支障がないと認めたときは、期間後でも申請を受け付けることができる。</u> 3 略 (使用許可の順位) <u>第5条</u> 略 (使用の変更及び<u>取消し</u>) <u>第6条</u> 文化会館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用内容の変更又は<u>取消し</u>をしようとするときは、<u>使用日の7日前</u>までに湯沢文化会館使用変更取消承認申請書
---	--

(様式第3号)に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 2及び3 略 (使用時間の延長及び<u>繰り上げ</u>) <u>第8条</u> 略 2 使用者は、許可なく使用時間の延長又は<u>繰り上げ</u>をすることができない。 3 使用者は、特別の理由により使用時間の延長又は<u>繰り上げ</u>をしなければならないときは、湯沢文化会館使用時間延長繰上承認申請書(様式第5号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 4 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、これを承認したときは、湯沢文化会館使用時間延長繰上承認通知書(様式第6号)を交付する。この場合において、使用者は、条例第10条の定めるところにより使用時間の延長又は<u>繰り上げ</u>に係る使用料を納付しなければならない。 (使用料の還付) <u>第9条</u> 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 教育委員会が特に認め、使用の<u>取り消し</u>が承認されたとき <u>既納使</u>	(様式第3号)に許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。 2及び3 略 (使用時間の延長及び<u>繰上げ</u>) <u>第7条</u> 略 2 使用者は、許可なく使用時間の延長又は<u>繰上げ</u>をすることができない。 3 使用者は、特別の理由により使用時間の延長又は<u>繰上げ</u>をしなければならないときは、湯沢文化会館使用時間延長繰上承認申請書(様式第5号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。 4 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、これを承認したときは、湯沢文化会館使用時間延長繰上承認通知書(様式第6号)を交付する。この場合において、使用者は、条例第10条の定めるところにより使用時間の延長又は<u>繰上げ</u>に係る使用料を納付しなければならない。 (使用料の還付) <u>第8条</u> 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 教育委員会が特に認め、使用の<u>取消し</u>が承認されたとき <u>全額</u>
--	--

<u>用料の50パーセントを下限として定めた額</u>	_____
2 及び 3 略 (使用料の減免)	2 及び 3 略 (使用料の減免)
<u>第10条</u> 略 (特別の設備等の許可)	<u>第9条</u> 略 (特別の設備等の許可)
<u>第11条</u> 略 (使用の打合せ等)	<u>第10条</u> 略 (使用の打合せ等)
<u>第12条</u> 使用者は、<u>使用日前 7 日</u> _____ _____までに、 文化会館の職員と使用方法その他必要な事項を打合せするとともに、次に掲げる書類等を提出しなければならない。 (1) <u>入場券、整理券、会員券等を発行する場合は、その見本及び発行枚数</u> (2) <u>大ホール又は中ホールを使用する場合は、プログラム、式次第、その使用の順序、内容等を明らかにする書類</u> (許可書の提示)	<u>第11条</u> 使用者は、<u>ホール使用に際しては使用日の14日前まで、それ以外の使用に際しては使用日の7日前までに、</u> 文化会館の職員と使用方法その他必要な事項を打合せするとともに、次に掲げる書類等を提出しなければならない。 (1) <u>法令に定めるところにより提出した開催申請書等の写し</u> (2) <u>入場券、整理券、会員券等の見本</u> _____ (3) <u>大ホール又は中ホールを使用する場合は、プログラム、式次第等その使用の順序、内容等を明らかにする書類</u> (許可書の提示)
<u>第13条</u> 略 (職員の<u>立ち入り</u>)	<u>第12条</u> 略 (職員の<u>立入り</u>)
<u>第14条</u> 略 (入館の制限)	<u>第13条</u> 略 (入館の制限)

<u>第15条</u> 略 (使用上の順守事項) <u>第16条</u> 略 (整理員の配置) <u>第17条</u> 略 (破損等の届出) <u>第18条</u> 略 (指定管理者による管理) <u>第19条</u> 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第4条、<u>第5条</u>、<u>第7条から第9条まで</u>、<u>第11条から前条まで及び次条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、<u>第9条及び第10条</u>の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と</u> ____、様式 ____中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第7号から様式第10号中「湯沢市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 2 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる	<u>第14条</u> 略 (使用上の順守事項) <u>第15条</u> 略 (整理員の配置) <u>第16条</u> 略 (破損等の届出) <u>第17条</u> 略 (指定管理者による管理) <u>第18条</u> 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第4条、<u>第6条から第8条まで、第10条、第14条、前条</u>及び次条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、<u>第8条及び第9条</u>の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第11条から第13条まで、第15条及び次条の規定中「文化会館の職員」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第10号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第6号中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第7号から様式第10号中「湯沢市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u> 2 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる
--	---

場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第5条第3項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

4 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項及び第8条第3項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による承認の申請は、当該指定管理者にされた承認の申請とみなす。

5 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第7条第2項及び第8条第4項（第1項の規定により読み替えて適用され

場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第4条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

3 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第4条第3項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

4 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項及び第7条第3項（第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による承認の申請は、当該指定管理者にされた承認の申請とみなす。

5 条例第13条第1項の規定により文化会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が文化会館の管理を行うこととされた期間前に第6条第2項及び第7条第4項（第1項の規定により読み替えて適用され

る場合を含む。)の規定による承認を受けている者は、当該指定管理者の承認を受けた者とみなす。 (使用後の届出及び点検) <u>第20条</u> 略 (その他) <u>第21条</u> 略	る場合を含む。)の規定による承認を受けている者は、当該指定管理者の承認を受けた者とみなす。 (使用後の届出及び点検) <u>第19条</u> 略 (その他) <u>第20条</u> 略
---	---

議案第12号

湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について

湯沢市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

雄勝図書館の休館日を変更するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市立図書館管理運営規則の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

一般公衆の教育文化に寄与することを目的とする湯沢市立図書館条例に基づいて設置している図書館の管理運営に関して必要な事項を規定するものです。

2 規則の改正理由

雄勝図書館の休館日の規定のうち祝日の扱いについて、雄勝文化会館に倣い、祝日を開館し、祝日の翌日を休館日とするものです。

なお、現行は湯沢市立図書館管理運営規則第3条ただし書きの規定により、雄勝文化会館の休館日の規定に倣って対応しています。

3 変更点

条項	現在の内容	改正案
別表（第2条、第3条関係） 雄勝図書館	①祝日法による休日 ②毎週月曜日（当該日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日）	① 祝日法による休日の翌日 ② 毎週月曜日

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：公布の日

※市の形式による改正文は添付のとおり

湯沢市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

令和 7 年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市立図書館管理運営規則（平成22年湯沢市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表雄勝図書館の項休館日の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 祝日法による休日の翌日② 毎週月曜日③ 12月28日から翌年 1 月 4 日まで④ 特別図書整理期間（年 1 回10日以内） |
|---|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第13号

湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について

湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

使用許可等に係る事務を整理するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

この規則は、湯沢市文化交流センター条例の規定に基づき、当該施設の管理運営に関し必要な事項を定めているものです。

2 規則の改正理由

令和6年4月からの指定管理者制度の導入に伴い、実状に合わせ、様式や文言整理等の所要の改正を行うものです。

3 変更点

条項	現在の内容	改正案
	(別添)	(別添)

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：公布の日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり。

湯沢市文化交流センター管理運営規則の一部を改正する規則

令和7年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市文化交流センター管理運営規則（令和元年湯沢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「センターを使用しようとする者」を「条例第7条の規定による使用許可を受けようとする者」に改める。

第5条第1項中「第4条」を「前条」に、「様式」を「様式第1号及び様式第2号」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号(第 2 条関係)

湯沢市文化交流センター使用許可申請書

使用日時	年 月 日 () 午 前後 時 分から 午 前後 時 分まで (会議開始 時 分より) (準備時間込み)		
場 所			
個 人 ・ 企 業 ・ 団 体 名			
使用目的(会議名)			
参 加 予 定 人 員	男 人	女 人	計 人
上記によりセンターの使用を許可くださるようお願いします。 年 月 日 湯沢市教育委員会 様 住 所 申 請 者 氏 名 電 話 番 号 ()			
受付番号	使 用 料	円	領 収 印
	冷 暖 房 料	円	
	合 計	円	
「免」は免除、「半」は半額、「有」は有料(全額)、「特認」は減額又は免除			
①市県国：免免	②主催：免免	③障団：免免	④教育関係：免有
⑤自治：免有	⑥一般団体：半有	⑦特認	⑧減免無し
※太線の内側のみ御記入ください。 なお、冷暖房料は施設ごとの定められた期間の加算額という考え方のため、一部の例外を除き冷暖房設備の利用の有無に関わらずご負担いただくことになりますので、よろしくご理解願います。			

様式第2号(第3条関係)

湯沢市文化交流センター使用許可書

使用日時	年 月 日 () 午 前後 時 分から 午 前後 時 分まで (会議開始 時 分より) (準備時間込み)			
場 所				
個人・企業・団体名				
使用目的(会議名)				
参 加 予 定 人 員	男	人	女	人 計 人
上記によりセンターの使用を許可します。 年 月 日 湯沢市教育委員会 印 申 請 者 住.....所..... 氏.....名..... 電 話 番 号 ()				
受付番号	使 用 料	円	領 収 印	
	冷 暖 房 料	円		
	合 計	円		
「免」は免除、「半」は半額、「有」は有料(全額)、「特認」は減額又は免除				
①市県国：免免		②主催：免免		③障団：免免
④教育関係：免有		⑤自治：免有		⑥一般団体：半有
⑦特認		⑧減免無し		
注 意 事 項	※ 下記の注意事項を守ってください。 1 使用時間を厳守してください。(使用の前後は、職員にお知らせください。) 2 備付物品の取扱いは、丁寧をお願いします。 3 使用後は必ず整理整頓をお願いします。(元どおりにしてください。) 4 火気については特に厳重に注意してください。 5 借りたい物が有りましたら事務室へおいでください。 6 借りた物は必ず元の場所に戻してください。 7 茶器等はお貸ししますが、お茶など消耗品はご持参をお願いします。			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

湯沢市文化交流センター管理運営規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(使用の許可の申請) 第 2 条 <u>センターを使用しようとする者</u>は、あらかじめ湯沢市文化交流センター使用許可申請書（様式第 1 号）を湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し許可を受けなければならない。 （指定管理者による管理） 第 5 条 条例第13条第 1 項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 2 条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第 3 条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、<u>第 4 条</u>の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>様式</u>中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。 2 及び 3 略	(使用の許可の申請) 第 2 条 <u>条例第 7 条の規定による使用許可を受けようとする者は</u>、あらかじめ湯沢市文化交流センター使用許可申請書（様式第 1 号）を湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し許可を受けなければならない。 （指定管理者による管理） 第 5 条 条例第13条第 1 項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 2 条の規定中「湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第 3 条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、<u>前条</u>の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、<u>様式第 1 号及び様式第 2 号</u>中「湯沢市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。 2 及び 3 略

議案第14号

湯沢市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について

湯沢市特別支援教育就学奨励費交付要綱を制定する告示を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

事務処理の適正化を図るため、制定するものです。

湯沢市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

市内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費及び体育実技用具費等、就学に要する費用を援助するものです。

2 要綱の制定理由

特別支援教育就学奨励費の取扱いについて、新たに要綱を制定し、事務処理の適正化を図るものです。

3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和7年4月1日

※市の形式による要綱は添付のとおり。

湯沢市特別支援教育就学奨励費交付要綱

令和 7 年 月 日
教育委員会告示第 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第22条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費及び体育実技用具費等、就学に要する費用（以下「奨励費」という。）の援助の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 奨励費の援助の対象者は、湯沢市立小学校又は湯沢市立中学校に在籍し、令第22条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）であって、収入額が需要額の2.5倍未満の額の世帯に属するものとする。ただし、湯沢市児童生徒就学援助要綱（平成30年湯沢市教育委員会告示第 1 号）の規定に基づく要保護者又は準要保護者の認定（以下「就学援助受給資格の認定」という。）を受けている者は対象としない。

(収入額及び需要額の算定方法)

第 3 条 収入額及び需要額の算定については、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第 2 条の規定に基づき文部科学大臣が定める保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の測定要領によるものとする。

(申請)

第 4 条 奨励費の援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学校長を経由し、特別支援教育就学奨励費申請書（兼同意書）（様式第 1 号）及び特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（様式第 2 号）を教育委員会に提出しなければならない。

(支給決定等)

第 5 条 教育委員会は、申請者から提出された収入額・需要額調書を審査して、収入額及び需要額の測定を行い、支給の可否を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定による審査において、その内容に疑義がある場合は、

申請者に対して審査に必要となる書類を追加で提出するよう求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の規定による決定をしたときは、特別支援教育就学奨励費支給決定（却下）通知書（様式第3号）により、前項の決定内容を申請者に通知するものとする。

4 教育委員会は、第1項の規定による決定をしたときは、当該児童生徒が在学する小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）にその結果を通知するものとする。

（支給期間）

第6条 奨励費の支給対象期間は、教育委員会が指定する期日までの申請については4月1日から当該年度の末日までとする。ただし、教育委員会が指定する期日以降の申請に係る支給対象期間については、認定日の属する月の初日から認定日の属する年度の末日までの期間とする。

（奨励費の費目）

第7条 奨励費の費目及び支給額は、別表のとおりとする。ただし、奨励費の支給額は要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき文部科学省が定める当該年度の各対象費目の補助限度額を上限とする。

（請求方法）

第8条 奨励費の請求は、特別支援教育就学奨励費受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）から請求の委任を受けた学校長が行うものとする。

2 別表において支給額が実費相当額の半額と定められている対象費目については、

請求の際に、経費調書（様式第4号の1から様式第4号の6）を教育委員会に提出しなければならない。

（支給方法）

第9条 奨励費の支給は、学校長の請求により、受給者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（変更の届出）

第10条 受給者は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、遅滞なく特別支援教育就学奨励費変更届出書（様式第5号）に変更が生じた内容を確認できる書類を添えて、教育委員会へ届出しなければならない。

(認定の取消し)

第 11 条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、特別支援教育就学奨励費受給資格の認定を取り消すことができる。

- (1) 奨励費の受給を辞退したとき。
- (2) 児童生徒が令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当しなくなったとき。
- (3) 児童生徒が特別支援学級に在籍しなくなったとき。
- (4) 就学援助受給資格の認定を受けたとき。
- (5) 虚偽その他不正な手段により奨励費を受給したとき。

2 教育委員会は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、特別支援教育就学奨励費受給資格取消通知書（様式第 6 号）により、受給者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第 1 項の規定により認定を取消したときは、学校長にその結果を通知するものとする。

(返還)

第12条 教育委員会は、前条の規定による認定の取消しをしたときは、既に支給した奨励費の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第7条関係）

項目	内容	支給額
学用品・通学用品 購入費	児童生徒が授業の実施に通常必要とする学用品（体育用品）又は通学用品の購入に要する経費	実費相当額の半額
校外活動等参加 費（宿泊を伴わな いもの）	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての校外活動（修学旅行を除く。）に参加するため直接必要な交通費及び見学科	実費相当額の半額
校外活動等参加 費（宿泊を伴うも の）	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての校外活動（修学旅行を除く。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊料及び見学科	実費相当額の半額
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具の購入に要する経費 （小学校1年生及び4年生並びに中学校1年生に限る。） 小学校 スキー用具 中学校 スキー用具、柔道用具、剣道用具のうち、いずれか1つを選択	実費相当額の半額
新入学児童生徒 学用品・通学用品 費購入費	新たに小学校又は中学校に入学する児童生徒が、新入学に当たって通常必要とする学用品及び通学用品の購入の購入に要する経費	実費相当額の半額
修学旅行費	修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担するその他の経費	実費相当額の半額

特別支援教育就学奨励費申請書（兼同意書）

年 月 日

湯沢市教育委員会 様

申請者 住所

（保護者）氏名

電話

次のとおり、 年度特別支援教育就学奨励費を申請します。
併せて、湯沢市から支給される特別支援教育就学奨励費は、裏面の口座に振替するように依頼します。振替がなされたときは、その金額に係る債権が弁済されたものとしします。
なお、認定後、転出した際には、関係市区町村教育委員会へ特別支援教育就学奨励費に関する情報提供を行うことに同意します。

1 世帯の状況について

- ・特別支援教育就学奨励費の認定のため、申請者及び生計を共にしている世帯員の住民登録情報、課税状況等を調査し、利用することに同意する場合は、**氏名欄に本人が署名を行った上で、氏名欄の横にチェックを入れてください。**
（中学生以下の世帯員については、保護者が記入してください。）
- ・単身赴任等で別居の保護者も記入してください。
- ・世帯分離の有無にかかわらず、同居の家族全員を記入してください。

氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校名（学年）	援助対象	世帯の別	別居の場合の住所
☐					同居 別世帯 別居	
☐					同居 別世帯 別居	
☐					同居 別世帯 別居	
☐					同居 別世帯 別居	
☐					同居 別世帯 別居	
☐					同居 別世帯 別居	
☐					同居 別世帯 別居	
☐					同居 別世帯 別居	

（裏面も記入してください。）

2 生活保護の受給状況について

(受給している ・ 受給していない)

※過去に受給したことがある場合

(受給期間 年 月 日 ～ 年 月 日)

3 児童扶養手当の受給状況について

(受給している ・ 受給していない)

4 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店						
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号						
振込口座	フリガナ							
	氏名							

※郵便局は「ゆうちょ銀行」と記入し、預貯金通帳の見開きにある「預金種目、店番、口座番号」を確認のうえ記入してください。(ゆうちょ銀行は「店番」の数字を「支店」の欄に記入してください。)

第 年 月 号
年 月 日

様

湯沢市教育委員会 印

年度 特別支援教育就学奨励費支給決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった特別支援教育就学奨励費について、次の
とおり決定したので通知します。

支給対象児童生徒氏名	
審査結果	支給決定 ・ 却下
支給期間	
却下の理由	

様式第4号の1（第8条関係）

学用品・通学用品購入費に係る経費調書

学 校 名	
学年・児童生徒氏名	
支 弁 区 分	
支 給 対 象 学 期	

領収書番号	摘 要	金額（円）
合 計		

保護者実費相当額の半額（上限額 円）	
---	--

様式第4号の2（第8条関係）

校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）にかかる経費調書

学校名： _____

学 年 内 訳		1 年	2 年	3 年
活 動 内 容（ 名 称 ）				
行 き 先				
日 時				
①参加児童生徒総数				
②交通費 （円）				
③見学科 （円）				
④小 計 （円）				
一人当たり所要額 （④÷①） （円）				
そ の 他 の 経 費	（円）			
	（円）			
	（円）			
	（円）			
	（円）			
	⑤小 計 （円）			
合 計 （④＋⑤） （円）				

- 1) 校外活動等参加費の所要額は、校外活動に参加した全児童生徒に係る所要額の総額を関係経費ごとに記入し、一人当たりの平均額（1円未満四捨五入）を記入すること。

校外活動費にかかる経費調書

学校名：

学 年		4 年	5 年	6 年
内 訳				
活 動 内 容 (名 称)				
行 き 先				
日 時				
①参加児童生徒総数				
②交通費 (円)				
③見学科 (円)				
④小 計 (円)				
一人当たり所要額 (④÷①) (円)				
そ の 他 の 経 費	(円)			
	(円)			
	(円)			
	(円)			
	(円)			
	⑤小 計 (円)			
合 計 (④+⑤) (円)				

- 1) 校外活動等参加費の所要額は、校外活動に参加した全児童生徒に係る所要額の総額を関係経費ごとに記入し、一人当たりの平均額（1円未満四捨五入）を記入すること。

様式第4号の3（第8条関係）

校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）にかかる経費調書

学校名： _____

学 年		1 年	2 年	3 年
内 訳				
活 動 内 容（名 称）				
行 き 先				
日 時				
①参加児童生徒総数				
②交通費 （円）				
③宿泊料 （円）				
④見学科 （円）				
⑤小 計 （円）				
一人当たり所要額 （⑤÷①） （円）				
そ の 他 の 経 費	（円）			
	（円）			
	（円）			
	（円）			
	（円）			
	⑥小 計 （円）			
合 計 （⑤＋⑥） （円）				

- 1) 校外活動等参加費の所要額は、校外活動に参加した全児童生徒に係る所要額の総額を関係経費ごとに記入し、一人当たりの平均額（1円未満四捨五入）を記入すること。

校外活動費にかかる経費調書

学校名： _____

学 年		4 年	5 年	6 年
内 訳				
活 動 内 容 (名 称)				
行 き 先				
日 時				
①参加児童生徒総数				
②交通費 (円)				
③宿泊料 (円)				
④見学科 (円)				
⑤小 計 (円)				
一人当たり所要額 (⑤÷①) (円)				
そ の 他 の 経 費	(円)			
	(円)			
	(円)			
	(円)			
	(円)			
	⑥小 計 (円)			
合 計 (⑤+⑥) (円)				

- 1) 校外活動等参加費の所要額は、校外活動に参加した全児童生徒に係る所要額の総額を関係経費ごとに記入し、一人当たりの平均額（1円未満四捨五入）を記入すること。

様式第4号の4（第8条関係）

体育実技用具費に係る経費調書

学 校 名

児童生徒氏名 年

保護者氏名

体育実技用具費 $\left[\begin{array}{l} 1 \text{ スキー用具購入費} \\ 2 \text{ 柔道用具購入費} \\ 3 \text{ 剣道用具購入費} \end{array} \right]$ の対象経費の算定にかかる領収書を

提出します。

※該当する番号に○を御記載ください。

領 収 書 等 添 付

対象となる体育実技用具については、裏面の（注意事項）をよく確認すること。

添付する領収書・レシートは、購入した者（対象児童生徒又は保護者）及び購入した品目（スキー用具一式など）がわかるものであること。

※小学校1年生及び4年生は、「1 スキー用具購入費」に「○」をして領収書を添付すること。

※中学校1年生は、「1 スキー用具購入費、2 柔道用具購入費、3 剣道用具購入費」のいずれか1つに「○」をして領収書を添付すること。（複数選択不可）

(注意事項)

1 共通

- (1)小学校については、スキー用具購入費のみ請求できます。
- (2)中学校については、スキー用具購入費、柔道用具購入費、剣道用具購入費のいずれか1つを選択して請求してください。(複数申請不可)
- (3)対象経費を算定のうえ、湯沢市特別支援教育就学奨励費交付要綱で定められた限度額の範囲内で領収書に記載された保護者実費を支給します。

2 スキー用具購入費

- (1)対象学年は、小学校1年生及び小学校4年生、中学校1年生です。
- (2)小学校または中学校の体育(保健体育)の授業に「スキー」がない場合は、支給されません。
- (3)授業の実施に必要な「スキー板等(スキー板、スキー靴、ストック及び金具等)」を児童または生徒が個々に用意することとされている必要があります。学校がスキー板等を貸し出している場合は、支給されません。

3 柔道用具購入費

- (1)対象学年(中学校)は、中学校1年生です。
- (2)中学校の体育(保健体育)の授業に「柔道」がない場合は、支給されません。
- (3)授業の実施に必要な「柔道着」を生徒が個々に用意することとされている必要があります。学校が柔道着を貸し出している場合は、支給されません。
- (4)柔道用具購入費の対象経費は、授業の実施に必要な「柔道着」に限ります。

4 剣道用具購入費

- (1)対象学年(中学校)は、中学校1年生です。
- (2)中学校の体育(保健体育)の授業に「剣道」がない場合は、支給されません。
- (3)授業の実施に必要な「防具一式等(面、胴、甲手、垂れ、剣道衣、竹刀及び防具袋)」を生徒が個々に用意することとされている必要があります。学校が防具一式等を貸し出している場合は、支給されません。
- (4)剣道用具購入費の請求を行う際は、購入前に湯沢市教育委員会事務局に御連絡ください。

様式第4号の5（第8条関係）

新入学児童生徒学用品・通学用品購入費に係る経費調書

学 校 名	
学年・児童生徒氏名	
支 弁 区 分	
支 給 対 象 学 期	

領収書番号	摘 要	金額（円）
合 計		

保護者実費相当額の半額（上限額 円）	
---	--

修学旅行費にかかる経費調書

学校名：

経費の内訳等 学年		年	備考
実 施 年 月 日			
宿 泊 日 数			
行 先			
① 参加児童生徒総数			
補助 対象 経費 (円)	1 交通費		
	2 宿泊費		
	3 見学科		
	4 記念写真代		
	5 医薬品代		
	6 旅行傷害保険料		
	7 添乗員経費		
	8 荷物輸送料		
	9 しおり代		
	10 通信費		
	11 旅行取扱料金		
② 補助対象経費(1～11) (円)			
一人当たり所要額 (② ÷ ①) (円)			
補助 対象 外 経費 (円)			
③ 補助対象外経費 (円)			
総 経 費 (② + ③) (円)			

- 一人当たりの所要額は、修学旅行に参加した全児童生徒に係る所要額（補助対象経費）の総額を関係経費ごとに記入し、一人当たりの平均額（1円未満四捨五入）を記入すること。
- 補助対象となる修学旅行費は、交通費・宿泊費・見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料・添乗員経費・荷物輸送料・しおり代・通信費・旅行取扱料金であること。
- 宿泊費には、次に掲げるものが含まれること。
 - 宿泊に当たり旅館等から一定の割合で請求される奉仕料
 - 旅行中の食事に要する経費（おやつ代を除く。）
 - 船中宿泊に当たり児童生徒全員が利用することとなる毛布等の寝具の借料
- 見学科には、ガイド料・修学旅行の見学に当たり必要なしおり代に係る経費が含まれること。
- 自由行動中に係る経費及びグループ行動（班別行動）の中の経費並びに旅行に最低限必要とされるもの以外の経費は補助対象とならないこと。

様式第 5 号（第10条関係）

特別支援教育就学奨励費変更届出書

年 月 日

湯沢市教育委員会 様

申請者 住所
(保護者) 氏名
電話

年 月 日付けで決定を受けた特別支援教育就学奨励費の申請内容に変更がありますので、次のとおり届出します。

児童生徒氏名	学校名	学年

変更日 年 月 日

変更内容（変更のあった世帯の生活状況や経済状況等を詳しく記入してください。）

第 年 月 号
年 月 日

様

湯沢市教育委員会 印

年度 特別支援教育就学奨励費受給資格取消通知書

このことについて、次のとおり、特別支援教育就学奨励費受給資格を取消したので通知します。

支給対象児童生徒氏名	
認 定 取 消 日	
認定取消の理由	

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第15号

湯沢市立山田中学校閉校記念事業費補助金交付要綱の制定について

湯沢市立山田中学校閉校記念事業費補助金交付要綱を制定する告示を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

山田中学校閉校記念事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるため、制定するものです。

湯沢市立山田中学校閉校記念事業費補助金交付要綱の制定について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

本要綱は、山田中学校の閉校にあたり、生徒、保護者及び地域住民の記憶にとどめることを目的とし実施する閉校記念事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものです。

2 補助金の概要

(1)補助対象

- ・保護者、学区内の住民、職員等をもって組織される団体
- ※ 2月10日 第1回実行委員会開催（実行委員会設立）
- 2月21日 第1回専門部会開催

(2)補助対象経費

- ・記念事業（講演、公演等含む）開催費用
- ・記念誌作成費用
- ・記念品購入費用
- ・その他湯沢市教育委員会が特に必要と認める費用

(3)補助金の率及び額

補助対象経費の実額とし、生徒数を基に定めた額を限度額とする。

生徒数(※)	補助金限度額
50人未満	500,000円
50人以上 100人未満	550,000円
100人以上	600,000円

※閉校する令和7年度の5月1日の生徒数を基準とします。

(4)参考（過去の実施内容）

- ・閉校記念誌作成
- ・記念リーフレット作成
- ・クリアファイル作成
- ・記念DVD作成
- ・わらび座公演 等

3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和7年4月1日

告示日：令和7年度予算議決後

※市の形式による要綱は添付のとおり。

湯沢市立山田中学校閉校記念事業費補助金交付要綱

令和7年 月 日
教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、山田中学校閉校記念事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、閉校記念事業を実施することを目的に山田中学校の保護者、学区内の住民、職員等をもって組織される団体（以下「実施団体」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。ただし、食糧費及び会議費を除くものとする。

- (1) 記念行事（講演、公演等を含む。）開催に要する費用
- (2) 記念誌作成に要する費用
- (3) 記念品購入に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める額を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(概算払)

第5条 教育委員会は、補助対象事業の遂行上必要と認められるときは、交付決定額の10分の10以内の額を概算払することができる。

- 2 規則第7条の補助金等交付決定通知書を受けた実施団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、山田中学校閉校記念事業費補助金概算払申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第6条 規則第16条の補助金等確定通知書を受けた実施団体は、補助金の交付を請求するときは、請求書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 実施団体がこの告示の規定及び補助金の交付決定通知書に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金が他の用途に使用されたとき。

(3) 補助対象事業が実施されなかったとき。

(4) 申請書その他関係書類の内容と事実が著しく異なったとき。

(5) 補助金が不正に支出されたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表（第4条関係）

生徒数	補助金限度額
50人未満	500,000円
50人以上100人未満	550,000円
100人以上	600,000円

備考 生徒数は、令和7年5月1日を基準とする。

別記様式（第5条関係）

山田中学校閉校記念事業費補助金概算払申請書

年 月 日

湯沢市教育委員会 様

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者職・氏名

山田中学校閉校記念事業費補助金概算払申請書の概算払を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金交付決定額	円	
2 交付決定通知書の 番号及び年月日	第 号	年 月 日
3 概算払申請額	円	
4 概算払を必要とする理由		

附 則

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

議案第16号

湯沢市地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の制定について

湯沢市地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱を制定する告示を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

地域クラブに対する各種競技大会等選手派遣費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるため、制定するものです。

湯沢市地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の制定について

生涯学習課

1 制定の背景及び目的

令和7年度からは、中学校部活動に代わり地域クラブとして各種競技大会に出場されることが予想されますが、現行の「小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱」では、学校長が申請することとなっており地域クラブが出場した場合には、申請することができません。

このことから、交付対象を地域クラブとして新たに要綱を制定するものです。

2 補助金の概要

(1)交付対象・要件（令和6年度以降に湯沢市教育委員会の求める要件を満たして設立された地域クラブを交付対象とする。）

(2)補助対象経費（上位大会等へ進出する地域クラブに所属する生徒及び引率者の交通費、宿泊費、運搬費、参加料を対象経費とする。）

3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和7年4月1日

告示日：令和7年度予算議決後

※市の形式による要綱は添付のとおり。

湯沢市地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱

令和7年 月 日

教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。）に定めるもののほか、地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、令和6年度以降に湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求める要件を満たして設立された地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）が、当該地域クラブに所属するクラブ員（以下「クラブ員」という。）を各種競技大会等（以下「大会等」という。）に出場させる際の経費の一部について、補助金を交付することにより、クラブ員の活動意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、クラブ員を大会等に出場させる地域クラブとする。

(補助対象大会等)

第4条 補助金の交付の対象となる大会等は、次の各号のいずれかが主催又は共催する県南大会規模以上で湯沢市及び雄勝郡以外の地域で開催される大会等とする。ただし、地区大会等の予選を経ずに出場する大会等については、交付の対象としないことができる。

- (1) 文部科学省、各都道府県教育委員会、地方公共団体及び各市町村教育委員会
- (2) 公益財団法人日本中学校体育連盟又は各都道府県中学校体育連盟
- (3) 一般社団法人全日本吹奏楽連盟、各地方吹奏楽連盟又は各都道府県吹奏楽連盟
- (4) 一般社団法人全日本合唱連盟、各地方合唱連盟又は各都道府県合唱連盟
- (5) 秋田県教育研究会に所属する各教科の部会
- (6) 報道機関

- (7) 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団又は各都道府県スポーツ少年団
- (8) 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する団体
- (9) 公益財団法人秋田県スポーツ協会に加盟する団体
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた団体
(補助対象人員及び経費)

第5条 補助対象人員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) クラブ員 大会等の開催要項（以下「要項等」という。）に基づき出場登録を行った人員とする。
- (2) 引率者 原則として1地域クラブ当たり2人以内とし、教育委員会が特に必要と認める場合は3人とすることができる。ただし、他地域クラブの指導者に引率を委託した場合は、当該引率者に係る経費は補助対象外とする。

2 補助金交付の対象となる経費は、交通費、宿泊費、大会等で使用する楽器の運搬費（以下「運搬費」という。）及び参加料とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる経費に応じ、当該各号に定める額の合計額を上限とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、当該補助金以外の補助金等の交付を受けている場合はその全額を控除するものとする。

- (1) 交通費 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額とする。

ア 鉄道 湯沢駅から大会等の会場（大会等の会場が複数ある場合には、最遠地。）の最寄駅までの往復普通旅客運賃の額（各種割引料金が適用できる場合は、適用した額とし、大会等の会場が東北地区以外の場合は、急行料金及び座席指定料金を含むものとする。）に交付対象人員の人数を乗じて得た額とする。

イ 貸切バス 貸切バス代とする。ただし、貸切バス代が、アにより算出した鉄道を利用する場合の金額を超える場合は、当該鉄道を利用する場合の金額を上限額とする。

ウ 水路及び空路 水路又は空路を真に使用する必要がある場合に限り、その実費とする。

- (2) 宿泊費 湯沢駅から大会等の会場（大会等の会場が複数ある場合には、最遠地）の最寄駅までの距離（以下「会場までの距離」という。）が片道150kmを超え、現に宿泊する場合に限り、1泊あたり5,000円を上限とする必要最小限の宿泊単価に宿泊数（大会等の前日及び大会等が終了した後の宿泊については、大会日程により真に宿泊を必要とする場合に限る。）及び補助対象人員数を乗じて得た額とする。ただし、東北大会規模以上の大会等に限り、大会等の主催者が定めた宿泊等に係る協定単価がある場合は、当該協定単価を宿泊単価の上限額（当該協定単価が複数ある場合は、その最高額）とする。
- (3) 運搬費 吹奏楽等を行う地域クラブが、大会等で使用する楽器の運搬を委託する場合の実費とし、会場までの距離が片道100キロメートル以内の場合は3万円を、片道100キロメートルを超える場合は、100キロメートルまでごとに3万円を加算した額を上限額とする。ただし、引率者、保護者等が運搬した場合の謝金、燃料費等は除くものとする。
- (4) 参加料 要項等の規定により大会等の主催者等に支払う参加料及び参加料以外に徴収される大会等への出場に伴う必要最小限の額とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、交通費、宿泊費及び運搬費に係る経費の一部を交付することができる。
- (1) 大会等が中止になったとき。
- (2) 体調不良、弔事等のやむを得ない理由により大会等に参加できないとき、又は出場の予定を変更したとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた場合は、同項に規定する額の上限を超えて補助金を交付することができる。
- (交付申請)
- 第7条 補助金の交付を受けようとする地域クラブの代表者は、地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添えて、大会等への出場が決まり次第速やかに教育委員会に申請しなければならない。
- (交付決定)
- 第8条 教育委員会は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該地域クラブの代表者に

通知するものとする。

（申請内容の変更）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた地域クラブの代表者は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金変更交付申請書（様式第4号）に事業計画書（様式第2号）を添えて、あらかじめ教育委員会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 補助金の交付決定額に影響を与えない範囲で申請の内容を変更するとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、教育委員会が認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、地域クラブ各種競技大会等選手派遣奨励補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該地域クラブの代表者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 第8条又は前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた地域クラブの代表者は、当該大会等終了後30日以内に、地域クラブ各種競技大会等選手派遣費補助金実績報告書（様式第6号）に事業報告書（様式第7号）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（検討）

2 教育委員会は、令和10年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

議案第17号

湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議要綱の一部改正について

湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

子ども読書活動推進計画策定会議に置く作業部会の構成を変更するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議要綱の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、湯沢市子ども読書活動推進計画を策定するために設置しています。

2 要綱の改正理由

湯沢市子ども読書活動推進計画の策定において、子どもの読書活動の実情をよく知る保育所・認定こども園保育士等及び子ども読書活動支援員を本策定会議の作業部会委員に加えることで、より専門的な事項の調査や検討を図るものです。

3 変更点

別表2（第5条関係）
作業部会委員の構成

現在の内容	改正案
子ども未来課児童福祉班長	子ども未来課児童福祉班長
子ども未来課子ども子育て応援班長	子ども未来課子ども子育て応援班長
子ども未来課子育て支援総合センター長	子ども未来課子育て支援総合センター長
学校教育課指導班指導主事	学校教育課指導班指導主事
市内小・中学校教諭代表	市内小・中学校教諭代表
	市内保育所・認定こども園保育士等代表
	子ども読書活動支援員

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和7年4月1日

※市の形式による改正文は添付のとおり。

湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議要綱の一部を改正する告示

令和 7 年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市子ども読書活動推進計画策定会議要綱（平成27年湯沢市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2委員の項に次のように加える。

市内保育所・認定こども園保育士等代表
子ども読書活動支援員

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

湯沢市子ども読書活動推進会議要綱の一部改正について

湯沢市子ども読書活動推進会議要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

子ども読書活動推進会議の構成を変更するため、所要の改正を行うものです。

湯沢市子ども読書活動推進会議要綱の一部改正について

生涯学習課

1 制度の趣旨及び目的

湯沢市子ども読書活動推進会議は、湯沢市子ども読書活動推進計画の効果的な実施及び総合的な推進を図るために設置しています。

2 要綱の改正理由

湯沢市子ども読書活動推進計画の実施及び推進において、子どもの読書活動の実情をよく知る保育所・認定こども園保育士等を本推進会議の委員に加えることで、より具体的な施策の検討及び実施を図るものです。

3 変更点

別表（第3条関係）

推進会議委員の構成

現在の内容	改正案
子ども未来課児童福祉班長	子ども未来課児童福祉班長
子ども未来課子育て支援総合センター長	子ども未来課子育て支援総合センター長
子ども未来課子ども子育て応援班長	子ども未来課子ども子育て応援班長
学校教育課指導班指導主事	学校教育課指導班指導主事
市内小・中学校教諭代表	市内小・中学校教諭代表
子ども読書活動支援員	市内保育所・認定こども園保育士等代表
	子ども読書活動支援員

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和7年4月1日

※市の形式による改正文は添付のとおり。

湯沢市子ども読書活動推進会議要綱の一部を改正する告示

令和7年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市子ども読書活動推進会議要綱（平成28年湯沢市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表委員の項を次のように改める。

委員	子ども未来課児童福祉班長
	子ども未来課子育て支援総合センター長
	子ども未来課子ども子育て応援班長
	学校教育課指導班指導主事
	市内小・中学校教諭代表
	市内保育所・認定こども園保育士等代表
	子ども読書活動支援員

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

令和6年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示について

令和6年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示を別紙のとおり提出する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

継続した支援を行うため、所要の改正を行うものです。

令和6年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う
関係告示の整備に関する告示について

教育総務課
生涯学習課

1 改正理由

当該3件の補助金交付要綱は、令和7年3月31日までに施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

令和6年10月4日及び7日に開催された第4回補助金等審査会において、審査の結果、現行制度の継続が適当と認められたことから、見直し期限を改めるものです。

- (1) 湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱
- (2) 湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱
- (3) 湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱

2 制度の概要及び改正内容

(1) 湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱

制度の趣旨及び目的

市民が社会教育や社会体育に関する各種大会等に参加する経費の一部を補助し、本市の社会教育や芸術文化、スポーツ等の振興に資するものです。

改正の内容

条項	現在の内容	改正案
附則 第2項	教育委員会は令和7年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	教育委員会は、令和10年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱

制度の趣旨及び目的

湯沢市スポーツ推進計画を遵守し、スポーツの振興及び発展に寄与するスポーツ団体の運営費の一部を補助することにより、当該団体の安定的な運営及び自立的な団体組織体制への取り組みを強化し、効率的かつ安定的な発展に資するものです。

改正の内容

条項	現在の内容	改正案
附則 第3項	教育委員会は令和7年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	教育委員会は、令和10年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3) 湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱

制度の趣旨及び目的

湯沢市立小中学校が教育活動の一環として児童生徒を対外的な運動競技、音楽コンクール、発表会及び招へい事業等へ参加させる際の経費の一部を補助することにより、児童生徒の活動意欲の高揚と保護者負担の軽減を図るものです。

改正の内容

条項	現在の内容	改正案
附則 第2項	教育委員会は、令和7年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	教育委員会は、令和10年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和7年4月1日

告示日：令和7年度予算議決後

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり。

令和 6 年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示

令和 7 年 月 日
教育委員会告示第 号

(湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条 湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金交付要綱（平成31年湯沢市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「、令和10年 3 月 31 日」に改める。

(湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱の一部改正)

第 2 条 湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金交付要綱（平成31年湯沢市教育委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「、令和10年 3 月 31 日」に改める。

(湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の一部改正)

第 3 条 湯沢市小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱（令和元年湯沢市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和10年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年度末に検討期限を迎える補助金交付要綱の見直しに伴う関係告示の整備
に関する告示新旧対照表

現 行	改 正 案
湯沢市社会教育関係各種派遣費補助金 交付要綱	
附 則 (検討)	附 則 (検討)
2 教育委員会は <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> ま でに、この告示の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずるものとする。	2 教育委員会は、 <u>令和10年 3 月 31 日</u> ま でに、この告示の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずるものとする。
湯沢市スポーツ関係団体運営費補助金 交付要綱	
附 則 (検討)	附 則 (検討)
3 教育委員会は <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> ま でに、この告示の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずるものとする。	3 教育委員会は、 <u>令和10年 3 月 31 日</u> ま でに、この告示の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずるものとする。
湯沢市小中学校各種競技大会等選手派 遣費補助金交付要綱	
附 則 (検討)	附 則 (検討)
2 教育委員会は、 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u> ま でに、この告示の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずるものとする。	2 教育委員会は、 <u>令和10年 3 月 31 日</u> ま でに、この告示の施行の状況について 検討を加え、その結果に基づいて必要 な措置を講ずるものとする。

議案第20号

湯沢市部活動地域移行推進計画の策定について

湯沢市部活動地域移行推進計画の策定について別紙のとおり提案する。

令和7年3月14日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

中学校部活動の地域移行を推進していくにあたり必要な環境整備を推進するため、計画を策定するものです。

湯沢市部活動地域移行推進計画の策定について

生涯学習課

1 策定理由

国や県が示した方針に基づき、市として、「生徒が現在所属している部活動が継続できること」、「生徒が大会・コンクール等に参加できること」を第一に考え、中学校部活動地域移行を推進していくにあたり必要な環境整備を進めていくため、そのよりどころとなる湯沢市部活動地域移行推進計画を策定するものです。

2 計画の内容

本計画は、以下の項目から構成されています。

- (1) 推進計画策定の背景
- (2) 推進計画の基本的な考え方
- (3) 学校部活動の地域移行に向けた取組
- (4) 学校部活動の地域移行に伴う大会等への参加について

3 今後の展開

中学校の部活動地域移行の具体的な内容は、次のとおりです。

- ・「陸上競技・剣道・柔道」の3競技は、令和6年度総合体育大会終了後から、休日（土・日曜日）に、「地域クラブ」として活動しています。
- ・「野球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・卓球」の5競技は、令和7年度総合体育大会終了後から、休日に、「地域クラブ」として活動します。
- ・「吹奏楽・合唱」は、令和7年度の3年生の活動が終了した後、休日に「地域クラブ」として活動することを予定しています。
- ・美術部・科学部・家庭部・創作部・総合文化部は、令和8年度から地域クラブへ移行していけるよう、令和7年度中に活動内容を検討していくことを予定しています。